

# 奈良地区近郊整備区域建設計画

平成18年7月  
奈良県

## 目 次

1. 計画の性格	1
2. 計画の対象区域	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の基本的方向	1
5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項	4
6. 産業の業種、規模等に関する事項	5
7. 土地の利用に関する事項	7
8. 施設の整備に関する事項	10
9. 環境の保全に関する事項	15
10. 防災対策に関する事項	16

## 1. 計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成したものであって、奈良地区近郊整備区域の整備及び開発に関し、その基本的な方向及び施設の整備についての大綱を示したものである。

## 2. 計画の対象区域

この計画の対象区域は、昭和40年5月15日総理府告示第15号をもって告示した近郊整備区域であり、関係市町村は、次のとおりである。

### 大和平野地域

奈良市（一部）、大和高田市、大和郡山市（一部）、天理市（一部）  
橿原市（一部）、桜井市（一部）、御所市（一部）、生駒市（一部）  
香芝市（一部）、葛城市（一部）、平群町（一部）、三郷町（一部）  
斑鳩町（一部）、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町（一部）  
明日香村（一部）、上牧町、王寺町、広陵町、河合町

### 大和高原地域

奈良市（旧都祁村）（一部）、宇陀市（一部）

### 五條・吉野地域

五條市（一部）、吉野町（一部）、大淀町、下市町（一部）

## 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から概ね5年間とする。

なお、計画の実施にあたっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るとともに、新たに策定される国土形成計画を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 4. 計画の基本的方向

- (1) 本地区は、奈良県域の中核部を占めるとともに、京阪神地区の近傍に位置している。そのため、今なお都市化が続き、交通混雑や水質汚濁、流域の持つ保水・遊水機能の低下などの弊害が顕在化している。また、産業機能をはじめとした様々な都市機能の京阪神地域への依存傾向が強いなどの諸課題を

## 奈良地区 近郊整備区域

抱えている。

一方で、本地区には、世界に誇り得る貴重な歴史文化遺産や恵まれた自然環境があり、大きな特長となっている。

こうした課題や特長とともに、これからの社会のあり方を根底から変化させる少子高齢化や人口減少などの人口問題、情報通信分野などにおける科学技術の急速な進歩などの大きな時代の潮流を踏まえながら、「やまと21世紀ビジョン」をもとに「世界に光る奈良県づくり」を目指して、県民が安全で安心して暮らせるとともに、元気で活気のあるまちづくりや、住民がこころの豊かさやゆとりを感じ、来訪者にとっては憩い、癒しとやすらぎが得られるまちづくり、さらには、次世代が豊かな自然環境の中で育まれる持続可能なまちづくりを進める。

(2) 以上のような方向に沿って、次の方針により整備を進めるものとする。

イ 世界遺産などの貴重な文化遺産や、これらと一体を成す歴史的風土及び自然環境を保全しつつ、それらを活用していくためにも、都市、田園、里山など、それぞれの地域に応じた景観づくりを地域一体となって進める。また、それらの文化遺産などと奈良県立万葉文化館等の施設とを結ぶネットワークを整備することによって、歴史街道のルート形成を図るとともに、観光資源の発掘・創出による観光交流機会の拡大に努める。

加えて、生活の質に重きを置くなど、個人のライフスタイルの変化に合わせ、ゆとり空間づくりや田舎暮らしのための基盤づくりを進める。

これらにより、我が国や世界の人々が、本県を心のオアシスと感じ・訪れ・集う「関西の憩いのオアシス」の形成を進める。

ロ 平成22年（2010年）の平城遷都1300年に向け、特別史跡平城宮跡の第一次大極殿院の復原など、平城遺跡博物館構想の早期実現を促進する。また、平城宮跡をはじめ県内・関西各地で開催される平城遷都1300年記念事業を通して、歴史文化をテーマに全国や世界の人々との交流を広げ、歴史文化首都「なら」の魅力づくりを推進する。

ハ 21世紀の我が国を代表する文化・学術・研究の新たな拠点として、良好な自然・居住環境を備えた関西文化学術研究都市の建設を進める。

さらに、近畿リサーチ・コンプレックスの中核としての関西文化学術研究都市と、県内及び近畿各地における学術・産業の研究開発拠点との交流・連携を推進する。

ニ 橿原市を中心とした奈良中和地方拠点都市地域において、商業・業務機能や文化、居住環境などの高次な都市機能の集積を図り、本地区の発展を

先導する都市圏としての整備を進める。

ホ 快適で豊かな県民生活を確保できるよう、住宅、公園、下水道をはじめとする生活排水処理施設、廃棄物処理施設などの生活環境施設の整備を図る。特に、人口減少社会の到来を迎える中、京阪神地区のベッドタウンとして発展してきた本地区の住まいとしての機能を維持・強化するため、中心市街地のにぎわいづくりや緑豊かな住宅地づくりなどにより、良質な住環境の整備を進める。

また、自然環境の保全及び水源地域における住民生活の安定と福祉の向上に配慮しつつ、水資源の開発を推進する。

ヘ 京阪神大都市圏や関西国際空港及び関西文化学術研究都市への円滑なアクセスや広域的な視点に立った豊かな交流・連携強化を考慮しつつ、「なら・半日交通圏道路網構想」の実現を目指し、京奈和自動車道の整備をはじめとした幹線道路網の整備や、市街地での渋滞対策、奈良らしさを活かした沿道景観の整備を進めるとともに、公共交通網の充実を図る。

また、ユビキタスネット社会に対応するため、高度情報通信基盤としての地域公共ネットワークやCATV網等の整備を推進し、高付加価値ICT（情報通信技術）サービスを楽しむ地域社会を構築する。

ト 産業の振興にあたっては、新たな事業展開や創業に対する支援体制及び制度を整備するとともに、地場産業や農林業の振興を図る。

チ 子ども一人ひとりの個性を生かし、豊かな人間性や創造性をはぐくむことができるよう、地域社会に根ざした開かれた学校づくりや教員の資質向上に努めるなど、学校教育の一層の充実を図る。

また、情報化や国際化など社会の変化に適切に対応するため、コンピュータ等情報教育環境の整備や児童生徒の国際理解の向上に資する施策などを推進する。

さらに、県民一人ひとりが心豊かに健康で生きがいのある充実した人生を過ごすことのできる生涯学習社会を推進するため、人々が手軽にスポーツに親しめるよう体育施設の整備や有効活用を図るとともに、公民館、図書館など社会教育施設の整備充実と施設相互間のネットワークを推進する。

リ 少子高齢化など社会構造の変化に対応するため、保健医療、福祉の連携を進め総合的なサービス提供の充実や子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進し、老人福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設、地域医療の中核となる病院等の医療施設などを整備充実する。

また、住みよいまちづくりの視点からも、高齢者や障害者、子育て支援

等に配慮した公共的施設の自主的な整備を進める。

- (3) この計画の実施にあたっては、財政状況等との調整を図りつつ弾力的に運用するとともに、農地、森林等の用途転換及び既得水利権の変更を要するものについては、これらと十分調整を図るものとする。また、地区内市町村の自主的努力を尊重する。さらに、地域の環境の適切な管理に努め、環境の保全を図るとともに、農地及び森林の保全、治山治水、エネルギーの安定確保と省エネルギー化及び安全の確保について適切な考慮を払うものとする。

## 5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

- (1) 本地区の人口総数は、平成12年をピークに減少傾向が続いてきたが、少子化対策や住環境施策により、出生率の低下傾向や人口流出傾向は鈍化すると想定され、平成17年の1,281千人（県下総人口の90%）から、平成22年には、1,268千人になるものと見込まれる。

- (2) 人口の年齢別構成を見ると、平成17年の年少人口179千人、生産年齢人口859千人、老年人口243千人から、平成22年には、年少人口は167千人（平成17年比6%減）、生産年齢人口810千人（平成17年比6%減）、老年人口291千人（平成17年比20%増）になるものと見込まれる。

- (3) 本地区の一般世帯数は、平成17年の460千世帯から、今後5年間に15千世帯程度増加し、平成22年には、475千世帯となるものと見込まれる。

- (4) 労働力の需給については、経済動向や産業・就業構造の変化、労働力人口の動向等により、受給両面において変化が進んでおり、こうした雇用動向を的確に把握し、労働者のニーズに即した雇用安定対策を推進していくことが必要である。

特に、少子高齢化による労働力不足に対処するためにも、高齢者や女性労働者、若年労働者等の雇用環境の改善、職業能力の開発向上など、雇用の場の確保を図るための施策及び対策を進める。

## 6. 産業の業種、規模等に関する事項

(1) 本地区は、京阪神経済圏の中心である大阪市からおおむね50キロメートル圏内にあり、時間距離も1時間程度と交通の便にも恵まれており、繊維、木材、食料品、皮製品等の地場産業、大都市近郊の特性を生かした農業、古都奈良をはじめとする観光産業等に加えて、労働生産性の向上が著しい一般機械、電気機械等の高付加価値型産業が立地している。また、需要の多様化に伴い、小売り・飲食業など第3次産業の立地が進んでいる。

しかし、京阪神大都市圏への交通が至便であることから、県外への通勤者が多く、地区内就業率は低い水準にある。このため、職住近接の観点からも、次の事項を基本方向として、農林業、地場産業など既存産業の活性化及び都市地域、農村地域などに応じた産業の振興を積極的に推進するとともに、ICTの進展などによる新たな時代ニーズに対応した産業の育成、振興を図る。イ 企業の調和ある集積や新規産業の創出などを図るための産業支援環境の形成

ロ 自然環境、文化遺産、地域技術、農林水産物など地域資源を活用した産業の活性化

ハ 価値観の多様化や、国際化、ICT、少子高齢化の進展、環境問題などの社会情勢の変化に対応する産業構造の高度化の推進

ニ 生産の省力化・高精度化や商品の高付加価値化のための技術開発の推進

ホ 優秀な経営管理者・技術者、農林業・地場産業の後継者など幅広い人材の養成

(2) 以上の基本方向に沿って、次の方針により各産業の振興を図る。

イ 本地区の農業は、恵まれた気象条件や京阪神地区への至近性、高い生産技術などに支えられて、県内はもとより京阪神地区に対する生鮮農産物の供給基地としての役割を担っている。しかし、WTO（世界貿易機関）による農産物貿易の自由化や食糧の需給調整問題をはじめ、今なお続く都市化に伴う農地の蚕食や農業用水の汚濁、生産基盤の整備の遅れ、兼業化・高齢化の進行に伴う担い手不足、これらを背景とした遊休農地の増加など数多くの問題を抱えている。

このため、担い手の育成・確保をはじめ、生産基盤の加速的な整備を押し進めるとともに、老朽化した農業水利施設の改修整備を行い、農業用水の安定確保と安全な施設管理を行うため、国営かんがい排水事業を実施し、優良農地の確保と保全、その効率的な利用を図るとともに、農地の流動化

## 奈良地区 近郊整備区域

や多様な担い手の参入により、遊休農地の解消とその発生を防止し、バイオテクノロジーなどの先端科学技術の開発・普及及び情報化などを積極的に推進し消費者ニーズの多様化に対応した収益性の高い地域農業の振興を図る。

また、快適な居住環境を実現するために生産基盤と生活基盤の一体的整備を図るとともに、消費者との連携や相互理解、レクリエーションの場の提供、水辺のふれあいなどを推進し、県民の豊かな生活を確保する。

林業については、本県は古くから全国有数の林業県であるが、近頃は住宅建築構法の多様化や生活様式の変化による木材需要の減少や木材の価格低迷、労働者の高齢化と担い手の減少、収益性の悪化による林業生産活動の減退、それらに起因した荒廃森林の発生等、多くの課題を抱えている。

このような状況に対応するため、高性能林業機械による林業の機械化を推進し林業生産性の向上を図るとともに、林業労働環境の改善を図ることにより、林業担い手の育成・確保に努める。また、消費者ニーズに応えるべく、高級材だけでなく、一般材の安定供給システムを構築する。さらに平成18年度より「森林環境税」を導入し、その税収を活用した森林環境を保全する新たな取組を推進する。

ロ 本地区の工業については、京阪神大都市地域の近郊という立地条件の有利性はあるものの、景気の低迷などの影響から製造品出荷額は減少傾向にある。

さらに、繊維、木材、食料品、皮製品などの地場産業の占める比率が高く、企業規模の零細性や販売力の脆弱性の故に、経営面や雇用面などにおいて多くの課題を抱えている。

このため、今後とも予想される社会・経済環境の変化に対応して、技術や資金面の支援を充実し、地場産業を中心とする既存産業の活性化を図るとともに、創業や経営の革新を総合的に支援する体制整備を進め、新規産業分野の開拓に努める。

ハ 関西文化学術研究都市において、先端科学技術分野、生活・情報関連分野等の研究機能の集積を進め、それらの研究成果を活用した産業の育成を図る。

ニ 商業については、消費者を十分に引きつけるため、消費者ニーズへの対応を図り、商店街活性化のための基盤整備やコミュニティビジネスの実施、個店の魅力アップなどにより魅力ある商業空間の形成に努める。

また、大型店の立地について、周辺環境への配慮を求める。

ホ 本地区には、世界遺産をはじめとする神社仏閣などの文化遺産や恵まれ

た自然環境を背景として、数多くの観光客が訪れている。現在、観光客のニーズが「物見遊山型」から「体験型」の観光へと変化してきていることから、世界遺産に代表されるこれらの「本物の奈良」を五感で体感できる観光メニューの開発や掘り起しなどの取組についても行っているが、高速性のある幹線交通網及びそれへのアクセス交通網が整っていないことなどにより、入込観光客数が伸び悩んでいる。また、宿泊施設も十分確保されていないことなどにより日帰り客が多いのが現状である。

このことから、宿泊施設の充実を図るため、宿泊事業に対する各種支援策を講じ、「滞在型・宿泊型観光」を推進する。さらには、県内での滞在時間の延長を促す仕掛け作りとして、体験型観光メニューのさらなる充実を図るとともに、観光資源や観光地のネットワーク化による新たなルート作りや回遊性のあるエリアの形成など、歴史街道計画を踏まえながら観光交流エリアの拡大を図る。また、あわせて、観光客の受入れ体制の強化やインターネット、携帯端末などによる情報発信機能の充実を図る。

## 7. 土地の利用に関する事項

(1) 本地区においては、近年の社会経済情勢から見ると、都市化の進展はその速度を緩めると見通されるもののなお安定的拡大傾向が続いている。今後の土地利用にあたっては、国土形成計画、国土利用計画及び土地利用基本計画に即し、「地域特性を生かした県土づくり」を基本目標とし、豊かな自然と優れた歴史・文化遺産を保全しつつ、本地区の特性にふさわしい土地利用を図る。

(2) 本地区を、産業の発展が継続している大和平野地域、地勢上良好な開発可能地を有する大和高原地域、及び自然環境、森林資源に恵まれている五條・吉野地域の3地域に区分して、それぞれの地域特性を踏まえた土地利用の方向を明らかにする。

### イ 大和平野地域

歴史的風土や豊かな自然環境との調和を図りつつ、住宅系、商業・業務系、工業系等各機能のバランスに配慮し、県全体の先導的な役割を担う地域としての発展を図ることを基本として、次により県土利用を行う。

- ・ 奈良県らしさを象徴する歴史的風土や自然環境の保全・活用を図る。特に都市的土地利用を行う際には、地域の環境上の特性に配慮して、ゆとりある都市環境の形成を図る。

## 奈良地区 近郊整備区域

- ・ 奈良市を中心とした北部については、近畿圏の中でも主要なものとして位置付けられる新たな都市圏の形成を目指し、関西文化学術研究都市等先端拠点地域において、自然景観との調和に留意しつつ、多様化する都市的土地利用に対応した高度な土地利用を図る。また、中央新幹線構想を推進するとともに、京阪奈新線（けいはんな線）の延伸（学研奈良登美ヶ丘駅～近鉄京都線高の原駅）を推進し、関西圏の主要都市をはじめとする全国各地との交流・連携を図る。
- ・ 橿原市を中心とした中南部については、大和平野北部にならぶ、本県の発展を先導するもうひとつの都市圏の形成を目指し、奈良中和地方拠点都市地域において、自然景観との調和に留意しつつ、「職・住・遊・学」等諸機能の調和に配慮して、多様化する都市的土地利用に対応した高度な土地利用を図る。
- ・ 主要駅周辺地域等において公共空間の確保を図るほか、美しく良好な街並み景観やゆとりある都市環境の形成に配慮して、快適居住機能、商業・業務機能、文化、余暇等多様な都市機能を備えた市街地の総合的な整備を図る。
- ・ 高規格幹線道路をはじめとする広域幹線道路、県内幹線道路、県内鉄道網の整備を推進するほか、これら主要幹線道路の沿道地域においては、商業・業務機能、物流機能等多様な産業機能の集積を考慮した土地利用を図る。
- ・ 歴史街道計画を推進するとともに、歴史的な町並みの保全・形成、及びそれぞれの地域の歴史的風土にふさわしい沿道景観づくりを図り、宿泊機能や交通基盤整備を推進し、滞在型観光の振興に努める。
- ・ 住宅用地については、世帯数の増加等に伴う新たな住宅・宅地需要の発生に対応し、その確保を図るとともに、自然景観との調和及び良好でゆとりある都市環境の形成に留意しながら、新たに計画的で良好な市街地の形成が想定される地域を含め、面的な整備事業を推進する等、地域の特性に応じた施策を展開し、計画的かつ効率的な市街地整備を行う。
- ・ 農業では、多様な消費者ニーズに対応するため、大都市近郊の利点を生かした高収益農業の展開を図るとともに、計画的な土地利用を推進し、遊休農地の解消とその発生を防止しつつ、優良農地の確保とその効率的な利用に努める。また、農業経営の安定を図るため、老朽化した農業水利施設の改修整備等を行う。
- ・ 森林については、良好な生活環境を確保し、身近な緑地空間として、里山林などの公益的な利用を基本とするとともに、県土保全等公益的機能の

維持・向上を図る。

- ・ 各種公園や水辺空間の整備及び農村における田園風景等の美しい緑空間の確保により、のどかでやすらぎのある環境づくりを進める。
- ・ 超過洪水等に対応すべく、治水施設の整備や流域のもつ保水機能の維持・確保等総合的な治水対策を進める。

ロ 大和高原地域

名阪国道や近鉄大阪線による都市との近郊性を生かし、住宅系、工業系等各機能のバランスに配慮した複合的な地域振興策を展開することにより魅力と活力に満ちた地域社会の形成を図ることを基本として、次により県土利用を行う。

- ・ 豊かな自然環境を大切に保全するとともに、特に都市的土地利用を行う際には、地域の環境上の特性に応じ適切な配慮を行い、自然環境への負荷の低減に努める。
- ・ 宇陀市榛原地域を中心として、地域全体の発展を先導する拠点の形成を目指し、快適居住機能、商業機能等多様な都市機能の集積を促進するとともに、本地域においては、新たに計画的で良好な市街地の形成が想定される地域を含め、住宅系、産業系等諸機能の調和に配慮した複合的な地域振興策を展開する。
- ・ 幹線道路、生活道路、農道や林道等生活・産業基盤の整備を地域の実情に応じて進めるとともに、都市との近郊性及び緑豊かな自然を生かした新たな住宅地、工業団地、都市住民が手軽に余暇を過ごせるような観光・保養・レクリエーション拠点の形成等、複合的な地域開発を進める。
- ・ 農業では、生活環境の改善等定住条件の整備を図るとともに、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備及び計画的な土地利用の推進により、遊休農地の解消とその発生を防止しつつ、優良農用地の確保・保全及び効率的な利用を図る。また、生活にやすらぎと活力を生み出す農山村の保全とその環境の整備を図り、都市住民との交流の場の形成に努める。
- ・ 森林については、名阪国道や近鉄大阪線による交通の利便性を生かし、都市住民との交流の場となる緑地空間としての利用を図るとともに、木材生産・水源かん養機能の維持・向上に配慮した多面的な森林整備を行う。

ハ 五條・吉野地域

地域の実状に応じた振興策を展開することにより、魅力と活力に満ちた地域社会の形成を図ることを基本として、次により県土利用を行う。

- ・ 散在する歴史・文化遺産及び豊かな自然環境の保全・活用を図る。特に都市的土地利用を行う際には、地域の環境上の特性に応じ適切な配慮を行

い、自然環境への負荷の低減に努める。

- ・ 五條市、大淀町を中心として、地域全体の発展を先導する都市圏の形成を目指し、居住・商業・工業機能の集積を図るほか、新たに計画的で良好な市街地の形成が想定される地域を含め、住宅系、産業系等諸機能の調和に配慮した複合的な地域振興策を展開する。
- ・ 京奈和自動車道等、主要幹線道路沿道地域においては、生産・物流機能等の産業機能の集積を考慮した土地利用を図る。
- ・ 東海南海連絡道の構想を推進するとともに、京奈和自動車道、五條新宮道路等の幹線道路、生活道路、農道や林道の整備を推進し、歴史街道計画に基づく快適な周遊ルートの形成を図る。また、そのルートを中心として、地域情報の発信に努めるとともに、歴史・文化資源や温泉等地域の資源を生かした観光・保養・レクリエーション拠点の形成を図る。
- ・ 農業では、生活環境改善等定住条件の整備を図るとともに、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備及び計画的な土地利用の推進により、遊休農地の解消とその発生を防止しつつ、優良農用地の確保・保全及び効率的な利用を図る。また、農山村空間を自然とのふれあいの場として活用することにより、都市住民との交流・連携を推進し、活力ある地域づくりを進める。
- ・ 森林については、木材生産をはじめ、水源かん養、山地災害防止、保健・文化等多様な機能を発揮しうるよう多面的な森林整備を行うとともに、森林生態系の保全を図る。

## 8. 施設の整備に関する事項

本地区の秩序ある発展を図るため、計画の基本的方向に基づき、施設の整備を図る。その計画の大綱は、次のとおりである。

### (1) 宅地

世帯数の増加等に対処するとともに、合理的な土地利用を確保するため、市街地の防災性の向上、公害の防止、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮しつつ、計画的な宅地開発事業を実施し、良好な住宅用地、工場用地を確保する。

#### イ 住宅用地

住宅需要に対処するため、五位堂駅前北第二（香芝市）、JR奈良駅南（奈良市）、近鉄西大寺駅南（奈良市）等の土地区画整理事業を推進する。

また、良好な市街地の形成を図るため、JR奈良駅周辺（奈良市）等において土地区画整理事業の推進を図るとともに、近鉄生駒駅前北口第2地区（生駒市）等における市街地再開発事業を推進する。

ロ 工場用地

大都市近郊という立地条件を生かすとともに、自然環境や生活環境に配慮した工業団地の整備を適切に誘導する。

ハ 関西文化学術研究都市

関西文化学術研究都市の建設を進めるため、平城宮跡地区（奈良市）、高山地区（生駒市）、北田原地区（生駒市）において、整備方針に基づいた開発整備を推進する。

(2) 交通施設

交通需要増大に対処するとともに他地域との交流・連携を強化するため、環境の保全に配慮しつつ、土地利用等との整合のもとに各種交通施設の総合的な整備を進める。

イ 道路

本地区と他地域との交流・連携を強化する道路の整備を推進するとともに、本地区を含む県内のどこへでもおよそ2時間以内で移動でき、半日で往来できる道路網の形成を目指して地区内の道路の整備を推進する。

整備を進める主要な道路は、次のとおりである。

高規格幹線道路	京奈和自動車道
地域高規格道路	五條新宮道路、中和東幹線、学研都市連絡道路
一般国道	25号、165号、166号、168号、169号、308号、369号
主要地方道	笠置山添線、枚方大和郡山線、桜井田原本王寺線、下市宗桧線、桜井吉野線、五條吉野線、天理加茂木津線、大和高田桜井線
一般県道	橿原神宮東口停車場飛鳥線、戸毛久米線、宇太三茶屋線、平原五條線、今木出口線、大和郡山環状線、平群信貴山線、富田林五條線
街 路	三条菅原線、中和幹線、奈良西幹線、大和中央道、天理王寺線、大森高畑線
連続立体交差事業	J R奈良駅付近連続立体交差事業

また、関西圏域と中部圏域の連携を強化し、西日本における広域経済文

## 奈良地区 近郊整備区域

化圏の形成に寄与する紀伊半島中央部を横断する東海南海連絡道構想の推進を図る。

さらに、日常生活に密着した市町村道、自転車歩行者道等の交通安全施設等の整備を進める。

これらの整備にあたっては、歴史景観に配慮した快適な道づくりを目指し、「道の駅」の整備や電線類の地中化等を進め、歴史街道計画の推進等を図る。

### ロ 鉄軌道

関西文化学術研究都市等の整備に伴い発生する輸送需要の増加に対応するため、京阪奈新線（けいはんな線）の延伸（学研奈良登美ヶ丘駅～近鉄京都線高の原駅）を促進する。

また、中央新幹線について、今後の経済・社会の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ調査を進めるほか、超電導磁気浮上式鉄道の実現化に向けた技術開発を進める。

### (3) 公園、緑地等

住民のレクリエーション地の確保や都市緑地の確保等、都市生活における安全性、快適性の向上に向け、平成22年度における住民1人当たり都市公園面積約12.0平方メートル（保全区域内の公園面積を含む）を確保することを目途に、国営飛鳥歴史公園（明日香村）、馬見丘陵広域公園（広陵町、河合町）、（仮称）うだ・アニマルパーク（宇陀市）、橿原運動公園（橿原市）、たかとり健幸の森公園（高取町）、大和高田市総合公園（大和高田市）、五條中央公園（五條市）、三郷中央公園（三郷町）、榛原フレンドパーク（宇陀市）等の公園緑地の整備を進める。

これらの公園緑地の整備にあたっては、高齢者や障害者、また、子育て中の親に配慮するとともに、地区内における優れた自然環境、文化財等と調和のとれた整備を計画的に推進する。

### (4) 供給施設及び処理施設

人口の増加、生活水準の向上、産業の発展等に対処するとともに、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資するため、次のとおり供給処理施設の整備を推進する。

#### イ 水道

平成22年度における水道普及率99.4%を目途に、県営水道用水供給事業を推進するとともに、奈良市をはじめとした市町村において上水道施設、

簡易水道施設等の整備拡充を図る。

なお、大滝ダム等の水資源開発施設の建設を促進するとともに、今後の水需要に対処するため、水道施設の整備を進める。

ロ 下水道

公共用水域の水質の保全、生活環境の改善等に資するため、平成22年度における下水道普及率75.2%を目途に、下水道の整備を図る。

このため、大和川上流流域下水道事業、宇陀川流域下水道事業、吉野川流域下水道事業及び関係市町村による公共下水道事業等を推進する。

さらに、下水道未整備区域については、生活排水対策として地域の実情に応じ浄化槽等の整備を図る。

ハ 廃棄物処理

ごみ処理については、ごみの減量化、資源化に向けた取組を進めるとともに、各種ごみ処理施設及び収集体制の整備、大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス計画）の活用等による処理体制の充実を図る。

また、し尿処理については、公共下水道の整備状況を勘案しつつ、し尿処理施設の整備を推進する。

(5) 河川、水路、治山、砂防

流域の都市化の進展に伴う流出増に対処し、洪水に対する安全度を高めるため、河川改修等の治水施設の整備を図るとともに、流域が持つべき保水機能を確保するなど総合治水対策を推進する。

さらに、歴史景観や自然環境に配慮しつつ、豊かで清らかな美しい川を目指して河川環境の整備に努める。特に、大和川及びその流域においては清流ルネッサンスⅡ計画の推進など積極的な河川浄化対策を進める。

また、水需要の増加に対応するとともに、洪水調節及び流水の正常な機能の維持増進を図るため、多目的ダムとして大滝ダムの建設を促進し、治水ダムとして岩井川ダム、生活貯水池として大門ダムの建設を推進する。

さらに、大和川、淀川、紀の川水系等において治山、砂防、地すべり対策事業並びに急傾斜地崩壊対策事業を積極的に推進し、土砂災害の防止、自然環境の保全を図る。

(6) 住宅等

高齢化の進展、人口の減少とともに世帯数の伸びの鈍化が見込まれるなか、既存住宅ストックの再生・活用を重視した施策を推進する。

このため、老朽化が進む県営住宅小泉団地（大和郡山市）建替をはじめと

## 奈良地区 近郊整備区域

する公営住宅整備事業や、住宅市街地総合整備事業等により良好な住宅の供給及び住宅市街地の整備を推進する。

また、これらの事業の推進に当たっては、高齢者や障害者、また、子育て家庭にも配慮した、ゆとりある居住空間の提供を図る。

### (7) 教育・文化・研究施設

幼稚園、小・中学校、高等学校及び盲・ろう・養護学校について、学校、家庭、地域社会の連携を進めながら、学校施設の有効活用を推進するとともに、施設の老朽化に対応するため改築や大規模改造等を行い、ゆとりと潤いのある教育環境の整備を図る。

また、住民が生活の豊かさと潤いを得られるよう、地域の社会的文化的環境の向上を図る必要があり、このため、図書館、公民館等の社会教育施設、文化施設、スポーツ・レクリエーション施設の整備を図る。

さらに、関西文化学術研究都市においては、奈良先端科学技術大学院大学等の充実を図り、科学技術分野の教育・研究施設の集積を進めるとともに平城遺跡博物館構想の早期実現に向けて、第一次大極殿院等の復原整備を促進する。これに加え、文化財、考古学に関する総合的な研究等を行う機能の整備を促進する。

### (8) その他の施設

#### イ 情報通信施設

いつでも・どこでも・だれでもが、安心して情報コミュニケーションできる「ユビキタスネット社会」に対応するため、高度情報通信基盤としての地域公共ネットワークやCATV網等の整備を推進し、行政・教育・福祉・防災などの分野で高付加価値ICTサービスを享受できる地域社会を構築するとともに、情報の利活用・発信の拠点施設として総合的な情報センター「県立図書情報館」の活用を図る。

また、その通信網の収容施設である電線共同溝（C・C・BOX）の整備推進に努める。

あわせて、防災行政無線の平常時利活用を図る。

#### ロ 医療施設

高齢化の進展、患者ニーズの多様化、疾病構造の変化等に伴う医療需要の増大・高度化に対処するため、県立医科大学附属病院（橿原市）などの各種医療施設の整備拡充を進めるとともに、救急医療体制の強化拡充に努める。

ハ 職業訓練施設

産業構造の変化に即応した労働者の能力開発を行うため、公共職業能力開発施設等の整備充実を図る。

ニ 社会福祉施設等

福祉サービスを必要とする高齢者の増加に対処するため、在宅福祉支援体制の充実に努めるとともに、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設等の介護保険施設やケアハウス等の生活支援施設の整備を進める。

また、障害者福祉施設や保育所、児童館等の児童福祉施設等各種社会福祉施設の整備充実を図る。

ホ 中央卸売市場

生鮮食料品の安定供給と円滑な流通を図るため、奈良県中央卸売市場（大和郡山市）の整備充実を図る。

ヘ 農業生産施設等

農業の担い手を育成・確保し、優良農地の確保と保全、その効率的な利用を図るため、ほ場整備をはじめとする生産基盤整備を進めるとともに、老朽化した農業水利施設の改修整備を行い、農業用水の安定確保と安全な施設管理を行うため、国営かんがい排水事業（第二十津川紀の川地区）及び国営農業用水再編対策事業（大和紀伊平野地区）を推進する。

## 9. 環境の保全に関する事項

優れた環境資源と県民生活との共生、循環型社会システムの形成、環境に配慮した行動の確立を基本目標とし、奈良県環境基本条例、奈良県環境総合計画等に基づき環境の保全に関する施策を総合的、計画的に進める。

公害の防止については、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、瀬戸内海環境保全特別措置法、土壌汚染対策法、化学物質排出把握管理促進法、奈良県生活環境保全条例等公害防止関係法令に基づく規制及び指導の徹底並びに奈良地域公害防止計画のもとに各種施策を実施し環境基準の維持達成に努める。

また、環境の保全のため、下水道施設、ごみ処理施設等の生活環境施設の整備等の事業を推進するとともに、奈良県環境影響評価条例等に基づく事業の実施にあたっての環境への配慮を推進する。これらとの有機的関連を保ちつつ、土地利用、産業構造、交通体系等に関する施策を環境の保全の立場からも計画的に推進し、総合的に環境の改善を図る。

- イ 水質汚濁については、排水規制の強化、水質総量規制基準の適用、下水道の整備、生活排水対策、河川の浄化対策等の施策を総合的に推進する。
- ロ 低公害自動車の普及促進等とともに、道路とその周辺の土地利用との調和に配慮し、必要に応じ環境施設帯の設置、遮音壁の設置等を行い、また交通流対策を推進するなど諸施策を講ずる。  
また、高規格幹線道路、連続立体交差等の大規模事業に際しては騒音問題の未然防止に努める。
- ハ これらの諸施策の推進とあわせて、環境汚染の監視、測定、調査研究体制を整備する。
- ニ 公害の防止に資するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生が確保できるよう、自然環境の適正な保全を図るため、市街地及びその周辺における自然公園、都市公園、河川空間、保健休養機能を有する森林等の保全・整備を進める。  
また、貴重な文化財、歴史的風土の保全に関し適切な措置を講ずる。
- ホ 資源・エネルギーの面での循環・効率化を進め、環境への負荷をできる限り少なくするよう、省エネルギーの推進、廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）等の推進、バイオマス資源の利活用推進等の施策を講ずる。

## 10. 防災対策に関する事項

本地区は、近年の急激な都市化に伴う土地利用の変化により従来の保水・遊水機能が低下しており、また、天井川が多いという自然的条件にあることから、大雨による災害が発生しやすい状況にある。このため、河川の氾濫による浸水被害や崖くずれ、道路決壊等が発生しており、ダム建設、河川改修等の治水事業や治山事業等を推進するとともに、幹線道路の多重化等により、道路の安全性、信頼性を高めることが必要とされている。

第2次奈良県地震被害想定調査の結果から、東南海・南海地震などの海溝型地震が発生した場合には、ライフラインの供給障害により県民生活に長期間に渡る大きな支障が生じる可能性がある。また、奈良盆地東縁断層帯などの内陸型地震の場合は、甚大な人的・建物被害等が発生し、県民生活に大きな影響を与えることが予想される。さらに本地域には、世界遺産に登録されている国宝や重要文化財をはじめ多数の文化財が集積しており、これらの文化財を地震被害から守り後世に伝えることも重要である。

こうした自然的・社会的条件や今回の地震被害想定調査結果を踏まえ、バラ

ンスのとれた自助・共助・公助による防災協働社会を実現し、安全・安心の奈良県づくりを目指した防災対策を積極的に推進する。

(1) 震災対策に関する事項

地震災害に強い都市構造の形成に向け、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備を推進するとともに、災害時には避難地・避難路となる公園・緑地、道路、河川等のオープンスペースの整備を図る。

また、防災行政無線の高度化等災害時における情報通信システムの確立やライフラインの確保等を図り、災害時に迅速かつ円滑に対応ができる体制づくりを進めるとともに、公共・公益的施設の耐震性の強化等安全性の確保に向けた施策を推進する。

さらに、災害時の救急・救援活動や緊急物資輸送など円滑に行えるよう、緊急輸送道路の整備を図るとともに、電線共同溝の整備推進等に努める。

奈良県地域防災計画の実効性を高めるため、地震防災対策を体系化した地震防災対策アクションプログラムを策定し、実践的・効果的な防災対策に取り組むなど、地震被害の軽減を図る。

(2) 風水害対策に関する事項

洪水による被害を軽減するため、河川改修やダム建設などによる治水事業を推進する。特に人口・都市機能の集中している大和川流域では、治水施設を整備するとともに、流域のもつ保水機能の維持・確保を図るなど総合的な治水対策を進める。

また、出水時における住民の迅速かつ的確な警戒避難を確保し、被害の軽減を図るため、関係部局への情報と連携した防災情報基盤を整備するとともに洪水避難地図（洪水ハザードマップ）の作成、公表を推進する。

土砂災害を未然に防止するため、危険箇所を砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止施設を効率的、計画的に整備するとともに、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき、危険な区域を明らかにし警戒避難体制の整備促進を図る。

さらに、山地災害を未然に防止するため、治山事業や保安林の整備等を進める。

奈良地区  
近郊整備区域